

## <ワンストップ特例を申請する皆様へ>

ワンストップ特例制度を希望される方は、同封の「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項を記入され、切手を貼付のうえ返信くださいますようお願いいたします。

なお、平成 28 年より「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に個人番号の記載が必要となりました。それに伴い、「I. 個人番号確認」と「II. 本人確認」を行うため下記の関係書類を併せて提出してください。

関係書類について		
	I. 個人番号確認の書類	II. 本人確認の書類
「個人カード」を持っている場合	個人カードの裏面の写し	個人カードの表面の写し
「通知カード」を持っている場合	通知カードの写し	次の①または②のいずれか ①写真表示があり、氏名及び生年月日または住所が記載されているもの …運転免許証の写し、パスポートの写しなど、いずれか 1 点 ※写真が表示され、氏名、生年月日または住所が確認できるようにコピーする
「個人カード」も「通知カード」も持っていない場合	個人番号が記載された住民票の写し	②氏名及び生年月日または住所が記載されているもの …健康保険の被保険者証の写し、年金手帳の写し、児童扶養手当証書の写しなど、いずれか 2 点 ※氏名、生年月日または住所が確認できるようにコピーする

なお、ワンストップ特例を申請しても適用されない場合がありますので、詳しくは裏面をよくご確認ください。

759-4192 山口県長門市東深川 1339 番地 2  
長門市役所企画政策課企画調整係  
TEL:0837-23-1116 (直通) FAX:0837-22-0135  
Eメール [furusato@city.nagato.lg.jp](mailto:furusato@city.nagato.lg.jp)

## 【ご注意ください】

**確定申告をする方や6団体以上にワンストップ特例を申請する方などは、特例が適用されません。**

ワンストップ特例を申請しても適用されない場合

- ・ 医療費控除の申告などのため、確定申告をした、又は住民税の申告をした
- ・ 6団体以上にワンストップ特例を申請した
- ・ 寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更の届出がされていない

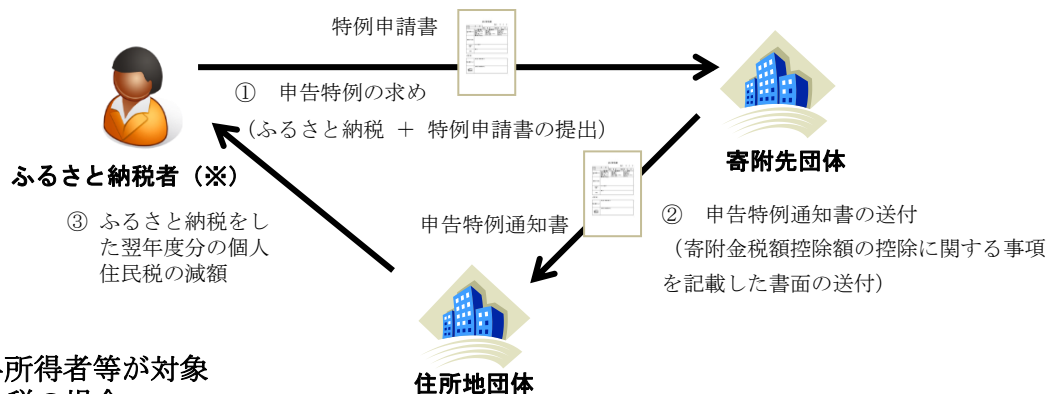
※ ワンストップ特例を申請した後で、市外へ転居するなど申請書の記載事項に変更がある場合には、寄附した翌年の1月10日までに長門市役所企画政策課に届け出れば特例が適用されます。

ワンストップ特例が適用されなくなった方が、ふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには・・・

**確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。**

詳しくは、長門市企画政策課までお問い合わせください。

### (参考) ふるさと納税ワンストップ特例制度の概要



(※)

- ・確定申告が不要な給与所得者等が対象
- ・5団体以内のふるさと納税の場合